

# 一般社団法人海外農業開発コンサルタント協会

## 役員給与規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人海外農業開発コンサルタント協会（以下「協会」という。）の役員給与に関する事項を定めることを目的とする。

### (給与の種類)

第2条 常勤役員については俸給および通勤手当とする。

### (給与の支給日)

第3条 常勤役員給与の支給日は毎月25日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は国民の休日あるいはこれらが連続するときは、25日の直前の平日に繰り上げて支給するものとする。

### (俸給)

第4条 常勤役員年額報酬は、会長が別に定めるところによるものとする。  
2 年度途中における新任、復職、退職、休職、死亡等の場合は、年額報酬を12で除し、百円未満の端数を切り捨てた額に勤務月数を乗じた額を報酬額とする。

### (通勤手当)

第5条 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用し、かつその運賃を負担することを常例とする常勤役員に支給する。  
2 前項に規程する通勤手当の月額、その者の1ヶ月の通勤に要する運賃の額に相当する額とする。  
3 通勤手当の支給額は、通勤に要する最短経路の1ヶ月分実費を支給する。

### (給与の支給方法)

第6条 年額報酬を12で除し、百円未満の端数を切り捨てた額（以下月額報酬という。）から公租公課、法定福利費等個人負担分およびこれに準ずるものを控除した額を毎月現金として本人に支給するか、もしくは、本人の指定する銀行等の口座に振り込み支給するものとする。  
2 第4条第1項と月額報酬に12を乗じた額との間で生じた差額については年度末にその月の月額報酬に加えて前項による控除を行った額を給与支給日に支給するものとする。  
3 第4条第3項の場合、月額報酬および支給方法については第1項を準用する。

### (非常勤役員)

第7条 定款第17条第1項に定めるとおり非常勤役員には手当を支給しない。

### (休職期間中の報酬)

第8条 役員が休職し、理事会がその正当性を認めた場合は、休職期間中の報酬額は次のとおりとする。

(1) 公務による疾病または傷害の場合、第4条に定める報酬額の百分の百

(2) 前号以外の疾病または傷害の場合、第4条に定める報酬額の百分の五十

(3) 前2号以外のその他の場合で理事会が正当性を認めた場合は前2号に準じた額とする。

(4) 前2号以外のその他の場合で理事会が正当性を認めない場合は報酬を支払わないものとする。

(実施細則)

第9条 役員給与の支給手続きその他この規程の実施に関し必要な事項については、会長が理事会の同意を得て別に定める。

(その他)

第10条 本規程の施行に当たっては協会給与規程(平成12年1月1日から適用)に定められた役員に関わる事項は廃止する。

附 則

この規程は、平成14年5月23日から施行する。

# 一般社団法人海外農業開発コンサルタント協会

## 役員給与規程実施細則

(趣旨)

第1条 一般社団法人海外農業開発コンサルタント協会役員給与規程（以下「役員給与規程」という。）第9条に定める実施細則はその他に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

(給与の額)

第2条 役員給与規程第4条の規程に定める額については次のとおりとする。  
専務理事 年額報酬 1,200,000円

附 則

この規程は第50回理事会承認の日から施行し、平成14年5月23日から適用する。

附 則

この規程は第52回理事会承認の日から施行し、平成15年5月27日から適用する。

附 則

この規程は第62回理事会承認の日から試行し、平成20年5月30日から適用する。